

●嘱託職員

公開日	令和3年5月10日月曜日
職 種	県立高等学校スクールソーシャルワーカー(会計年度任用職員)
人 数	1名
報酬等 (見込)	報酬:応募要件(1) 4,988 円/時間 応募要件(2) 2,784 円/時間 ※地域手当相当額を含む 通勤手当 : 費用弁償(旅費)として支給 保険等 : 健康保険、厚生年金、雇用保険への加入はなし。 公務中に受けた災害等でけがをした場合は労災保険により補償
任用期間	令和3年6月1日～令和4年3月31日 ※任用期間の勤務実績に基づき、次年度以降において、再度任用される場合があります。
勤務時間	8:00～18:00 の間の原則4時間(年間 88 時間程度) ※勤務時間は各学校により異なります。1日の勤務時間は7時間まで。 ※業務の都合により土曜日、日曜日又は国民の祝日に勤務する場合があります。
勤務場所	中讃地区の県立高等学校
職 務	・問題を抱える生徒が置かれた環境への働きかけ ・関係機関との連絡調整 ・保護者、教職員等に対する支援、相談等
応募要件	以下のいずれかを満たす者 (1)社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかを有する者 (2)教育や福祉に関して専門的な知識・技能を有し、教育や福祉分野においての活動経験を基に関係機関と連携することができる者
問合せ先	香川県教育委員会事務局 高校教育課 スクールソーシャルワーカー担当 TEL 087-832-3747
募集期間	令和3年5月10日(月)～令和3年5月20日(木)
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公務員法第 22 条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」として任用されます。 ●次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限りません。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ●必ずハローワークを通じて応募してください。 ●応募多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。 ●面接及び書類による選考を行います。 ●面接は、令和3年5月25日(火)の午後(応募者が多数の場合は、午後になる場合があります。)に県庁(天神前分庁舎)にて行う予定です。詳しい時間等については、応募後、電話にてご連絡いたします。